

2014年の稼ぎ方

日経

マネー

お金の知恵は、
生きる力になる!

<http://www.nikkeibp.co.jp/money/>

NISA開始

長期投資向け決定版

「1億人の
投信大賞」は
これだ!

February
2014

特別定価 730円

2

別冊付録

山崎元の
最新理論
株価



スペシャル・インタビュー

堀屋太一氏
「団塊世代は
家を残すな」



波乱相場の中に
大チャンスあり!

2014年の
稼ぎ方

短期 3月までに勝負
すべき7つの理由

- 1 1~3月は「毎年上がる」から
- 2 年内の売りが1月は止まるから
- 3 「新指数トレード」が始まるから…etc.

長期 日経平均2万円、
1ドル120円の予測も

プロ24人の注目銘柄と
「14年相場の意外シナリオ」
舩添要一氏
「今こそリスク資産運用を」

知らないと損をする
相続税の落とし穴

小規模宅地の特例、教育資金の
贈与、遺言…etc.の盲点とは?



今すぐ動くのがチャンス！

税金をとことんお得に
生かすワザ注目ワザ
1スーツや飲み代も
まとめて経費にできる以下は特定支出として認められる可能性アリ！
年間の領収書をまとめておこう

- ▶ 税理士、ファイナンシャルプランナー、語学検定など、業務に関連のある資格取得費や検定費用
- ▶ 通勤で利用した電車の特急料金、タクシー代
- ▶ 転勤時の引っ越し費用
- ▶ 研修費用
- ▶ 接待のための飲食代、ゴルフ代
- ▶ スーツ、ネクタイ、ワイシャツ代
- ▶ 新聞・図書費



控除を適用するには、まず経費を専用の用紙(国税庁の記入用紙)や税務署で入手できる。会社からの証明をもらう。その後、証明書に領収書を添付し、確定申告を行おう。

「営業成績向上のため資格を取
得」「スーツを何着も新調」……。
2013年に仕事用に自腹で大金
を使った会社員も多いだろう。な
らば、ぜひ生かしたいのが給与所
得者の「特定支出控除」の制度。通
常、会社員は会社で行う年末調整
で課税関係は終了するが、一定以
上かかった医療費などは確定申告
すれば税金が戻る。特定支出控除
も同様に、経費を申告すれば税金
が戻る、会社員必見の優遇策だ。

控除を適用させるには、まず専
用の用紙(上写真)にかかった費用
を記入し、会社に証明をもらう。そ
の上で証明書に領収書を添えて自
身で確定申告を行う段取りだ。

実はこの制度、以前からあった

「営業成績向上のため資格を取
得」「スーツを何着も新調」……。
2013年に仕事用に自腹で大金
を使った会社員も多いだろう。な
らば、ぜひ生かしたいのが給与所
得者の「特定支出控除」の制度。通
常、会社員は会社で行う年末調整
で課税関係は終了するが、一定以
上かかった医療費などは確定申告
すれば税金が戻る。特定支出控除
も同様に、経費を申告すれば税金
が戻る、会社員必見の優遇策だ。

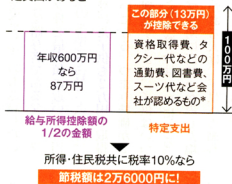
控除を適用させるには、まず専
用の用紙(上写真)にかかった費用
を記入し、会社に証明をもらう。そ
の上で証明書に領収書を添えて自
身で確定申告を行う段取りだ。

実はこの制度、以前からあった

もあるが、使い損じは避けたい。
では、どんな経費が対象なのか
ポイントでは会社に「業務に必要な
もの」と認められるかどうか。こ
れをクリアできれば、研修費やス
ーツ、飲み代など対象は幅広い。業
種によっては認められる費目は違
うだろうが、「税金の還付を行うのは
会社ではないため、柔軟に認める
のでは」と税理士の落合孝裕さん
は話す。幅広く申請してみよう。

もう一つのポイントは、年取
と定められた給与所得控除の2分
の1(最高125万円)を超える額
が控除対象となる点。年収600
万円なら、年間87万円超の経費が
対象となる。自身が該当するか領
収書を探して点検してほしい。

モデルケース

年収600万円の会社員で年間100万円の特
定支出があると…

注 税理士・落合孝裕さんの助言を基に作成。復興増積分を
除く。*＝図書費・衣服費・交際費などの「勤務必要経費」
に分類される費目は上限65万円

ものの、対象条件の
ハードルが高過ぎて
使う人は皆無に近か
った。ところが13年
の申告分から条件が
緩和。使える制度と
して現実味が出てき
た。改正後の運用は
14年の確定申告が初
回で、会社の給与・
経理担当者ですら制
度を知らない可能性

波乱相場や増税にも負けない！
投資でも徹底的に節税を

その1

相場の乱高下時は
贈与のチャンス！

節税しながら
塩漬け株を子供に移転

2014年も株式相場は波乱があるかもしれないが、動きが大きい故、有利に運ぶこともある。例えば「税金を抑えつつ、より多くの資産を子供に生前贈与したい」と

きなどだ。「特にこの数カ月で株価が急上昇した株は、贈与の好機」と税理士・落合孝裕さんは言う。

理由はなぜか。相場株式は相続・贈与の際、評価額に①相続・贈与

日の終値②相続・贈与月の毎日の終値の平均③相続・贈与前月の毎日の終値の平均④相続・贈与前々月の毎日の終値の平均——の4つのうち、最も低いものを採用してよいルールがあるからだ。

例えば、まさに今、贈与に適す

る銘柄の1つが、この数カ月に株価が急上昇したソフトバンク。

13年11月25日に贈与した場合、

評価で使えるのは①④の最も低いもの(左上图参照)。贈与日の終値は①8590円だが、一番有利な評価額④9月の終値平均6563円を採用できる。贈与時点で100株当たり約86万円の価値の資産を、約66万円の価値で移転できたわけだ。

贈与には100万円の基礎控除があるため、この範囲内なら株でも現金でも贈与税はゼロになる。だが、控除額以上の贈与をしたいなら、少しでも評価が下がる形で行うのが理想だ。

「贈与を受けた人は、贈与者かともとも買った価格を取得価格にできる(落合さん)のも意識したい点。例えば贈与者である父がソフトバンク株を最高値に近い2万円(分割後の水準)で買っていれば、贈与を受けた子供も2万円取得した扱いになる。つまり株価が2万円に到達するまで、子供はいっ売っても譲渡益はゼロになる。ITバブル期に高値つかみした塩漬け株がある人は、子供への贈与を検討するのでもいいだろう。」

その2

20%の増税後は
節税対策を万全に。

株で損が出たときは
配当と通算できる

14年は株式などの10%の軽減税率が終了し、軽減前の税率に別所得税を加味すると、相場株式等に係る譲渡益や配当等への税金は、所得税15・315%・住民税5%。合計で20・315%と負担がかなり重くなる。

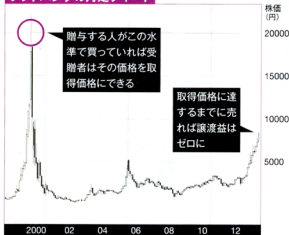
増税に負けないよう、これまで以上に意識したいのが利益と損失を相殺できる「損益通算」の仕組みだ。例えば14年から配当金も20・315%の税金が源泉徴収されるが、株式などの譲渡損と通算すれば支払った税金は戻る。またA株で譲渡益、B株でA株の譲渡益を上回る譲渡損が出た場合、両者の譲渡損益を通算すれば、譲渡益から源泉徴収された税金が戻る。

ただし損益通算を行うには、原則は確定申告が必要。だが申告は手間がかかる上、自営業者や専業主婦家庭などは、株式などの譲渡

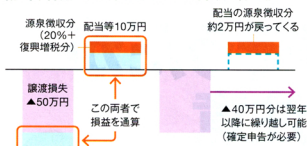
ソフトバンクの日足チャート



ソフトバンクの月足チャート



配当も特定口座で受け入れれば自動通算可能



上場株式等の損と配当の損益を通算すれば、配当金から源泉徴収されていた税金の還付が受けられる。そのためには配当を、損益の通算をしたい資産と同一の特定口座(源泉徴収あり)で受け入れるか、確定申告(申告分離課税を選択)の手続きが必要になる。▲はマイナス。

損益を相殺できる組み合わせをチェックしておこう!



益を申告するとアタになる可能性もある。合計所得が上がり、国民健康保険料のアップや配偶者控除の適用外を招く恐れがあるからだ。こうした弊害を避けながら、配当や株などの譲渡損益の通算を業に行うための解決策として、取引証券会社を一つにまとめる手がある。株や投信の保有や配当の受け入れを、全て同一証券会社の特定口座(源泉徴収あり)で行えば、お互いの損益の通算は自動的に完了。確定申告の必要もない。

なお、配当は受け取った後と特定口座に入れられない。自動通

算の仕組みを使い分けたいければ、すぐに証券会社で手続きしておこう。有価証券は銀行などの預金と違い、分別管理の対象。万が一取引証券会社が破綻しても、資産は守られる仕組みだ。確定申告を避けたい人は、増税を機に取引証券会社をまとめるのも一策だ。

お互いの損益を通算できるのは株式や投信だけでなく、FX/外国為替証拠金取引や先物取引も可能。ただし左図に示したグループ同士での通算となる。

FXや先物取引は、特定口座の受け入れはないため要注意だ。

期限は迫る!

注目ワザ
3

教育と住宅資金の非課税贈与を見逃すな

増税が続く中、数少ない税優遇策として際立つのが、住宅購入や教育資金の贈与を対象にした非課税制度だ。ただしこれらの優遇は期限内の贈与が条件。利用を考えている人は、機を逃さぬよう早めに行動しておこう。

まず急ぎたいのが「住宅取得等資金贈与の非課税制度」を使う人。父母や祖父母から住宅購入用の資金の贈与を受けた際、一定額まで贈与税非課税という特例だ。非課税枠は2013年中の贈与なら700万円、14年は500万円(一般住宅の場合。予定では14年末が特例の最終期限となる)。

一方の「教育資金の一括贈与の非課税制度」は、父母や祖父母から教育資金用に1500万円までの一括贈与を非課税で受けられる。現行では、制度が使える贈与の期限は15年末。のんびりは禁物だ。

教育資金の贈与は、1500万円の資金のうち、贈与を受けた子供や孫が30歳到達時までに教育資金として認められる用途に使った分が非課税となる。30歳時に使い残しがあれば、その部分に対して贈与税がかかる仕組みだ。こちらは住宅資金の特例と違い、すぐに

贈与資金を教育目的に使う必要はない。子供や孫が小さく、教育費の掛かる時期がまだ先でも、取りあえずは期限内に贈与して準備をしておくのがお勧めだ。

マネックスなら贈与資金を運用できる

教育資金贈与の非課税制度を使う際、贈与資金は金融機関の専用口座への入金が必要。現在サービスを提供するのは信託銀行などで、受け皿は金銭信託や普通預金が主流だ。「大金を贈与するのだから運用もさせないともったいない」と思うなら、株や投資信託も対象になる証券会社を使うのも手。ただし運用益が出れば、その部分は課税される。

マネックス証券では主要証券で初の「教育資金贈与サポート」を提供中。「想定以上の利用者がいる」という

最大1,500万円の贈与額に対する贈与税が非課税に!

贈与資金をさまざまな金融商品で運用できる!

国内株式 外国株式 個人向け国債

みんなの投資先がここ